

平成28年12月15日

逗子市議会議長 菊池俊一様

逗子市議会議員

同

同

同

同

同

議員松本寛君に対する懲罰動議

別紙の理由により、議員松本寛君に懲罰を科されたいので、地方自治法第135条  
第2項及び会議規則第142条第1項の規定により動議を提出します。



(別紙)

## 理 由

平成28年12月15日に開催された本会議場において、議員松本寛君は自らの一般質問を行いました。その発言の中で、「これを精査するための第三者機関として専門的人材を時限的に参画させるように求めました。近隣都市で工事監査を請け負う五人の人材派遣機関を紹介しましたが、市はこれを受け入れないまま」と、発言がなされました。

この発言は、逗子市議会議員政治倫理条例第3条第1項に明らかに違反するものであります。

また、松本寛君の一般質問の取扱いについては、本人自ら「一般質問を留保したい」との申出を議長が受けたことを受け、その後、開催された議会運営委員会で協議を行った結果、留保されることが決定しました。しかし、その後再開されました本会議の中で、議会運営委員会の決定事項を不当な扱いを受けたとの発言を行い、結果として、議会運営委員会の決定を守ろうとせず、議事の妨害行為ともいえる発言をしました。

以上のこととは、逗子市議会会議規則第133条と第135条に違反するものであります。